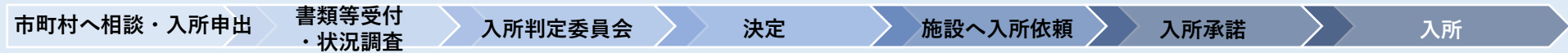


養護老人ホーム 及び 軽費老人ホーム の概要

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、自宅での生活が困難な65才以上の高齢者（65歳未満の場合は特に必要があると認められる者）が、市区町村の「措置」により入所

- 大阪府内 29施設（R5.10.1時点）
- 外部の介護サービスの利用や、特定施設入居者生活介護の指定を受けることが可能
- 市区町村長が、入所判定委員会の意見を聞き、入所措置の可否を決定



- 入所処置基準（老人ホームへの入所措置等の指針について 平成18年3月31日 老発0331028号 より）

環境上の事情	以下の①及び②に該当
	①入院加療を要する状態でない ②家族や住居の状況等、現在置かれている環境の下では在宅での生活は困難
経済的事情	以下の①から③いずれかに該当
	①生活保護法による保護を受けている世帯に属する ②本人及びその方の生計を維持している方が地方税法に規定する市町村民税の所得割を課されていない ③災害の発生等により所得の状況に著しく変動がある等のため、当該高齢者の属する世帯又はその生計中心者が、①又は②に相当する状態にあると認められる

なお、60歳未満の者でも、以下の①から③いずれかに該当する場合は、措置の対象となる

- ①老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができない
- ②初老期認知症に該当
- ③その配偶者が入所の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が入所基準のうち、年齢以外の基準に適合

- 本人負担額は前年の収入額に応じて決定
- 定員の20%の範囲内で契約入所が可能

軽費老人ホーム

低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により自宅での生活が困難な老人が入所

- 大阪府内 130施設（R5.10.1時点）
- ケアハウス、軽費老人ホームA型、B型、都市型の種類がある（大阪府内には、ケアハウス、軽費老人ホームA型のみ）
- 外部の介護サービスの利用や、特定施設入居者生活介護の指定を受けることが可能
- 入居希望者と施設との契約により入所
- 利用料の一部（サービスの提供に要する費用）は前年の収入額に応じて決定

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 概要

厚生労働省より「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和6年1月25日に公布され、その中において「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）」及び「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」についても一部が改正され、令和6年4月1日より施行されることに伴い、大阪府においても関係条例の改正を行う

2 条例の改正

- (1) 対象条例 ①大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日条例第112号）
②大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日条例第113号）
- (2) 主な改正内容

項目	内容
施設長の兼務範囲の明確化	施設長が兼務できる事業所の範囲について、管理上支障がない場合は、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化
協力医療機関との連携体制の構築	施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う ◆軽費老人ホーム ア 急変時に備え、協力医療機関を定めることを義務付ける。また、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、大阪府に提出すること ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合、速やかに再入所させることができるように努めること ◆養護老人ホーム ア 急変時に備え、協力医療機関を定めることを義務付ける。また、以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける（経過措置3年） （複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより、要件として満たすことも可） i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること（病院に限る） イ、ウ（略、軽費老人ホームと同じ）
新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	① 新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること ② 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける
「書面掲示」規制の見直し（軽費老人ホームのみ）	施設内での「書面掲示」を求めている施設の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※法人のホームページ等を想定）に掲載することを義務付ける（経過措置1年）